

新潟市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）による新潟市指定給水装置工事事業者規程（平成10年新潟市水道局管理規程第1号。以下「指定事業者規程」という。）第8条各号に該当する行為（以下「違反行為」という。）に係る措置の取扱いその他事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 管路課長、給水装置課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長（以下「所管課長等」という。）は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、遅滞なくその事実関係の調査を行う。

2 所管課長等は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 所管課長等は、当該指定事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査報告書を作成し、技術部長に報告する。

4 技術部長は、違反行為の認定及び予定される措置について、意見を付して水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

(違反行為に対する措置)

第3条 管理者は、違反行為の内容に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 指定の取消しの処分

(2) 指定の停止の処分

(3) 文書警告による指導

(4) 文書注意による指導

2 前項の処分又は指導に係る違反行為の認定及び措置の適用基準は、別表のとおりとする。

3 管理者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

（処分の手続き）

第4条 管理者は、違反行為の内容が前条第1項第1号又は同項第2号の処分に相当すると認めるときは、当該処分の名あて人になるべき者について、意見陳述のため聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続きを行うものとする。

2 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

3 聴聞は、給水装置課長が主宰するものとする。

4 聴聞を終結したときは、給水装置課長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成

し、管理者に報告する。

5 弁明の機会の付与に当たっては、弁明書の提出を求めるものとする。

6 その他処分に係る手続に関しては、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところによる。

（審査委員会への諮問）

第5条 管理者は、第2条第4項若しくは前条第4項の報告又は前条第5項の弁明書の提出を受け、必要があると判断した場合は、指定事業者規程第18条の審査委員会に諮問することができる。

（処分等の通知）

第6条 管理者は、第3条第1項第1号又は同項第2号の処分を決定したときは、処分決定通知書（別記様式第1号）により、速やかに当該指定事業者に通知する。

2 前項に規定する場合において、管理者は、指定事業者規程第10条の規定に基づき公示する。

3 管理者は、第3条第1項第3号又は同項第4号の指導を決定したときは、行政指導通知

書（別記様式第2号）により、その旨を当該指定事業者に通知する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

※違反行為の内容は各項目ともすべて指定取消し要件となっており、表中の処分等については、斟酌すべき特段の事情があるときの上限を示す。

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反行為の内容	指導方法等	処分等
		水道法	水道法施行規則			
指定要件違反	水道法 第25条の11 第1項第1号	第25条の3第1項第1号	第21条	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	○休止届又は廃止届を提出するよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定の取消し
		第1項第2号	第20条	2. 国土交通省で定める機械器具を有しなくなったとき。	○国土交通省で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定事業者に対し欠けている機械器具を備え付けるよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定の取消し
		第1項第3号イ	第20条の2	3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	○指定事業者が個人の場合は廃止届を提出するよう指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。	指定の取消し
		第1項第3号ロ		4. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないものであることが判明したとき。	○指定事業者が個人の場合は廃止届を提出するよう指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。	指定の取消し
		第1項第3号ハ		5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わったり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	○一律に指定を取消す。	指定の取消し
		第1項第3号ニ		6. 指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	○一律に指定を取消す。	指定の取消し
		第1項第3号ホ		7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。 ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 ⑤研修の機会を確保しなかったとき ⑥文書注意に従わないとき。 ⑦文書警告に従わないとき。 ⑧その他の違反行為（主として管理者の承認を受けずに工事を施工したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）	○様々なケースがあり得るが、違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 再犯の場合（2年）や悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取消す。(文書で期日を定め警告)	指定取消し又は指定停止6月以下 指定停止6月以下 指定停止3月以下 指定停止6月以下 文書注意 文書警告 指定停止3月以下 指定停止6月以下
		第1項第3号ヘ		8. 法人であって、その役員のうち3から7までのいずれかに該当する者であることが判明したとき。	○3から7までの指導方法等に準ずる。ただし、欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。	3から7までの処分等に準ずる

違反項目	根拠条文	関係法令文		違反行為の内容	指導方法等	処分等
		水道法	水道法施行規則			
給水装置 工事主任 技術者選 任等義務 違反	第25条の11 第1項2号	第25条の4 第1項 第2項	第21条 第1項 第2項 第3項	1. 給水装置工事主任技術者の 選任又は解任の届出をしない とき。 2. 給水装置工事主任技術者 が2以上の事業所に選任さ れ、その職務に支障がある とき。	○選任届、解任届を速やかに 提出するように指導する。 (文書で期日を定め警告)こ の指導に従わない場合は、指 定を取消す。 ○兼任を解くよう指導し、解任 届を提出させる。(文書に よる注意)	指定取消し 指定停止3月以下
届出義務 違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	第34条 第35条	1. 事業所の名称及び所在地等 の変更届を提出しないとき又 は虚偽の届出をしたとき。 2. 休止届、廃止届、再開届を 届出しないとき又は虚偽の届 出をしたとき。	○変更届を速やかに提出するよ うに指導する。(文書で期日 を定め警告)この指導に従わ ない場合、又は虚偽の届出を 行った場合は指定を取消す。 ○廃止届、休止届、再開届を速 やかに提出するよう指導す る。(文書で期日を定め警 告)この指導に従わない場 合、又は虚偽の届出を行った 場合は指定を取消す。	指定取消し 指定取消し

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反行為の内容	指導方法等	処分等	
		水道法	水道法施行規則				
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	第36条 第1号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	○工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。	指定停止1月以下	
			第2号	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	○技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。 (文書により注意)		
			第3号	3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	○具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。 (水道法施行令第5条を除く。)工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。		指定停止6月以下
			第5号イ	4. 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第5条：給水装置の構造及び材質の基準)	○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。		指定停止6月以下
			第5号ロ	5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	○適正な機械器具を備え付け使用するように指導し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。		指定停止3月以下
			第6号	6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに記録写真を作成しなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	○記録の作成・保存を指導する。 (文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取消す。		指定停止3月以下

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反行為の内容	指導方法等	処分等
		水道法	水道法施行規則			
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	○当該事業者から事情を聴取して指導する。(文書による注意)この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定停止3月以下
	第1項第6号	第25条の10		2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	○当該事業者から事情を聴取して指導する。(文書による注意)この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定停止3月以下
	第1項第7号			3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	○水道施設を破壊した場合は、現状復旧を指示し、文書で注意する。(悪質な場合は即取消し)この指導に従わない場合は、指定を取消す。また、水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取消す。	指定停止6月以下
不正申請	第25条の11 第1項第8号	第16条の2 第1項 第25条の2	第18条 第19条	1. 不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。	○事実が判明したら、速やかに取消しを行う。	指定取消し

処 分 決 定 通 知 書

新水 第 号
年 月 日

氏名又は名称

住所

代表者氏名

様

新潟市水道事業管理者

水道局長



新潟市指定給水装置工事事業者の処分について、次のとおり決定しましたので、新潟市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第6条第1項の規定により通知します。

指定番号	
決定区分	1 指定の取消し
	2 指定の停止 年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
備 考	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市（訴訟において市を代表する者は水道事業管理者となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

行政指導通知書

新水 第 号
年 月 日

氏名又は名称
住所
代表者氏名

様

新潟市水道事業管理者

水道局長



新潟市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり行政指導をしたので通知します。

なお、今後はこのような違反行為のないよう水道法及び関係法規並びに新潟市給水条例及び関係規程を遵守の上、業務を行うよう万全を期されたい。

記

指定番号	
指導内容	文書注意（又は文書警告）
理由	
備考	